

様式第1号（第4条関係）

受付番号( )

年 月 日

豊前市長様

## 豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所

氏 名

電 話

豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し同要綱第4条第1項の規定により、「空き家バンク」への登録を申込みます。

登録内容は、空き家情報バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。

1 契約交渉について、次のとおり①当事者間の交渉か、②豊前市宅地建物取引業者の仲介か、選択してください。

① 契約交渉に関するすべてについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。

② 契約交渉のすべてについて、宅地建物取引業者へ仲介を依頼します。  
併せて、宅地建物取引業者へ情報の提供を行うことを承諾いたします。

### 《注意事項》

- 1 豊前市では、情報の紹介や必要な連絡調整等をおこないますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う賃貸・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。また、「所有者等」と「利用者間」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 2 宅地建物取引業者に依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 3 豊前市個人情報保護条例の規定の主旨に基づき、当該申込みにより提供された個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。